

麻薬取扱者免許申請等における必要書類等一覧

		麻薬施用者免許申請	麻薬管理者免許申請	麻薬研究者免許申請	麻薬小売業者免許申請	麻薬卸売業者免許申請	麻薬取扱者免許証記載事項変更届	麻薬取扱者免許再交付申請	麻薬取扱者免許証返納届	麻薬取扱者業務廃止届	麻薬卸売（小売）業者役員変更届
手数料 1		4,000 円				14,800 円	不要	2,800 円	不要	不要	不要
申請届出書様式		様式 第 1 号					様式 第 2 号	様式 第 3 号	様式 第 4 号	様式 第 7 号	様式 第 8 号
書 類	1 医師の診断書 2	○	○	○	○ 3	○ 3					（新役 員のみ）
	2 資格を証する免許証、許可証の写し又は原本の提示	免許証 4	免許証 4		許可証 5	許可証 4					
	3 麻薬金庫の位置を図示した平面図及び構造・設備を示すもの 6			○ 7	○ 7, 8	○ 7					
	4 麻薬関係業務を行う役員の組織図 9				○	○					○
	5 履歴書			○							
	6 研究計画書、設置者の研究同意書及び研究施設の概要			○							
	7 現在所有の麻薬免許証						○ 10	○	○ 10	○ 10	
	8 返信用封筒（必要な場合のみ）	簡易書留相当分の切手を貼付し、返送先住所を記載したもの							-	-	-
	9 その他						11	紛失の場合 合理理由書			
	10 提出期限 1 2						15 日以内	15 日以内	15 日以内	15 日以内	すみやかに
提出先 必要部数	【以下の提出先に必要部数を提出してください。（詳細は p.1 を参照）】 13 熊本市内の業務所は、健康福祉部健康局薬務衛生課へ 1 部提出すること。 熊本市以外の業務所は、管轄の県保健所へ 2 部提出すること。 （ただし、施用者及び管理者の各種免許申請、小売業者の継続申請、各種届は 1 部提出でよい。）										

- 1 手数料支払い方法は、電子申請の場合、クレジットカード決済又はPayPay、それ以外の場合、熊本県収入証紙（印紙ではありませんので間違えないよう注意してください。）による支払いとなります。
- 2 診断書は、発行から1カ月以内を目安として最長でも3カ月以内のものを添付してください。
なお、提出書類に関しては現状と相違ないものを提出してください。
- 3 申請者が法人にあっては、麻薬関係業務を行う役員全員分の診断書が必要です。
- 4 継続申請の場合は不要です。
- 5 熊本市内の業務所にあつて、熊本市保健所に薬局開設許可を申請中の場合は、薬局開設許可を申請中である旨を申請書の備考欄に記載した上、薬局開設許可申請書の写し（熊本市保健所の受付印があるもの）等、薬局開設の許可申請中であることを証する書類を添付してください。薬局開設許可証が届き次第、その写しを提出してください。
- 6 「麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図」は、平面図に麻薬金庫等の位置を図示したもの。
「当該施設の構造・設備を示すもの」は、麻薬金庫の写真。
- 7 継続申請で前回申請時と変更がなければ省略できます。
- 8 薬局開設許可申請で、県保健所に麻薬貯蔵施設の位置を図示した見取図を提出済みである場合は、麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図の添付は不要です。
- 9 麻薬関係業務を行う役員が明示されている組織図に代表取締役等の最高責任者による事実と相違ない旨の証明がされたものです。ただし、その提出が難しい場合は、登記事項証明書又は定款（原本証明された写し）を提出してください。また、組織図については、P10の例を参考に作成してください。
- 10 免許証の記載事項変更届、返納届や業務廃止届を提出する際に、免許証を紛失している場合は再交付申請が必要です。
- 11 婚姻等による氏名変更時は、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、医師免許証等書換交付申請書（受付印があるもの）又は住民票（いずれも写し）を添付してください。
- 12 提出期限を過ぎている場合は、遅延理由書の添付が必要です。
- 13 提出方法には、直接提出先への持参、郵送、電子申請があります。
 - ・郵送での提出の場合は、簡易書留等の送付記録が残る方法としてください。
 - ・電子申請を行う場合も、診断書及び現在所有の麻薬免許証は持込又は郵送による提出です。詳しくは熊本県ホームページ「麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の電子申請・届出窓口（LoGo フォーム）」を御覧ください。